

令和6年豊能町議会9月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和6年9月6日（金）

豊 能 町 議 会

令和6年豊能町議会9月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和6年9月6日（金）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

池田 忠史 吉田 正子 寺脇 直子
永谷 幸弘 永並 啓 高尾 靖子

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	小 森 進
こども未来部長	仙波英太郎	福 祉 課 長	仲 村 晴好
住民人権課長	萩原 哲也	保 險 課 長	千歳あや乃
健康増進課長	岡本めぐみ	教育総務課長	池 田 拓也
義務教育課長	峯 亜希子	こども育成課長	高 田 浩史
生涯学習課長	中 谷 匠	総合政策課長	山 内 拓

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 杉田 庄司

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和6年豊能町議会9月定例会議付託案件について

- ・ 第38号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- ・ 第40号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- ・ 第41号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第43号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

先日からですね、コロナが5類に変わってからで今11波ということらしいんですけども、ちょっと先日がピークでもう少し下がってきてるようですので、もう11波もそろそろ下がって終わっていくのかなというところですけども。まだまだコロナが5類に変わってから風邪のような扱いはされても、コロナはコロナで症状、結構ひどい方もおられるようですので今後もですね、皆さん体調のほうにはお気を付けいただければと思います。

では座らせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

まずですね、昨夜、希望ヶ丘でですね、住民さんが犬の散歩中に、クマらしきとクマと思われる野生動物に遭遇されたということで、21時47分に警察のほうに、通報が10時頃に入ってるということで、町といたしましてはですね、今朝からですね、青パトそれからPTAで見守りをさせていただきながらですね、下校時にもですね、小学校の下校時それから中学校の下校時2回、見守りをさせていただこうかなと考えてございます。

警察のほうからはですね、警察メールで、昨日23時にですね、メールが入ってまして私も登録しておりますので入ってきてたという

ような状況になってきてございます。クマと思われるということでもまだクマと断定したわけではないんですけども、野生動物ということで、これからも気を付けていきたいと思えますし、今日は夕方にそういった形で見守りをさせていただきながら、子どもたちの安全・安心につなげていきたいと思っておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

改めまして、本日の福祉教育常任委員会ではですね、38号、40号、41号と43号議案の関係部分につきまして、御審査をいただくこととなってございます。詳細に御審査をいただきまして委員の皆様方にご理解を賜りたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何卒よろしくお願いをいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

1. 令和6年豊能町議会9月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第38号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは第38号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。本件につきましては国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。それでは議案概要、新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の紙の運用、被保険者証が交付されなくなることから、条例第47条の規定中、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則に係る規定を削るものです。

附則といたしまして、この条例の施行は令和6年12月2日といたします。

また、経過措置といたしまして施行日前にした行為及び政令により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。

永谷です。

まず1点目ですけど、この国民健康保険法がマイナカードに一体化になるということなんですけれども、現在の豊能町におけるマイナカードの普及率ですね。それともう1点は今回このマイナカードを国民健康保険の紙ベースから、マイナカードに一体化するんですけども、その普及率、まずこの2点についてお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

マイナンバーカードの普及率ということですが、ちょっと交付率ということですが、ちょっとお答えさしていただきたいと思いますが、今

年の3月時点になるんですが、豊能町におきましては、交付率が81.24%となっております。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

国民健康保険にかかります、マイナンバーカードの交付率につきましては、64.58%となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今、豊能町のお話ですけれども、交付率が81%が高いほうなのかなと思いますけど、国全体ではまだ低い状態でありまして、豊能町においてはマイナンバーカードを使っておられる方が増えつつあるということですが、トラブルとかいうのは一切ないのでしょうかその辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

先ほど豊能町の交付率のほうで81.24%ということでしたが、ちょっと参考に国のほうで78.67%で、大阪府全体で77.10%ということになってまして、ちょっとトラブルということなんです、それは何か悪用されたとか、そういったことを想定されてるのかなと思うんですが、具体的にちょっとこちらのほう、言うたら住民人権課に入る分と直接マイナンバーカードの相談ダイヤルとか、そういった国が用意した施設もあるんですが、どっちにちょっと相談行ってるかってのはわからないんですが、ちょっと住民人権課のほうでは何か自分のマイナンバーカードが悪用さ

れたとかいうような事例の報告は受けておりません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

マイナンバーカードが、豊能町は 81.2% で、あとの人はまだ取っておられないので、また会社員の方たちは働いてらっしゃる、なかなか有休が取れなかった場合、この書いてあるのは保険証、紙ベースのものは期限内は使えたとありますけども、駄目だった場合はどうなるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

会社員の方に関しましては、社会保険のほうに入られていますので、それぞれの保険者のほうで手続きのほうが違うかとは思いますが、保険証のほう、紙の保険証がなくなりましても保険資格というものがございまして、豊能町のほうの国民健康保険加入者対象者には、資格確認書というのを送らせていただきまして、そちらが保険証のほうに変わるというような形で運用のほうをさせていただきます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

マイナンバーカードになることによって、それデジタル化になるから、ちょっとお年寄りの方がちょっと書類やるのがちょっと難しいという場合は、豊能町は窓口を開いて懇切丁寧にその加入いうのをちゃんとやっていけるようなことは考えられているのでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

高齢者とか、なかなかちょっとマイナンバーカードの交付手続き、受け取りに来るのが困難という方が一定数いらっしゃるのかなと思うんですけども、その方は国のほうの基準で代理の受け取りができるというような条件がいろいろあります。例えば高齢者であるとか施設に入院されてるとか、あとは障害とかがあるとか、いろいろな様々な要因によってはなかなかちょっと、こちらの窓口に来るのが困難かなという人に対してはそれなりの代理で受け取りとかそういったことは対応可能です。あとずっとお勤めで、なかなか来れないっていう方に関しては、あまり要望とかいうのはないんですが休日交付っていうのも、今で言うと、2ヶ月に一回程度は対応可能ということで、実際には今やっても、来ても1件とか、2件とかそんな程度の数しか依頼というのはいないんですけども、そういったもので対応も行っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

これはこのマイナンバーカードに切り替わるメリットについて伺います。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

マイナ保険証を使うことによりまして、今までのように紙の保険証っていうのを持ち歩かなくていいっていうのはまずそれがあんですけれども、例えば一定、これ以上の医療費っていうのは支払わなくてもいいという限度額というものがあんですが、今まではそ

ういった限度額を確認証というのあわせて必要な方もいらっしゃいましたが、マイナ保険証の中にはその限度額に関する情報とかも入っておりますので、そういったところで、マイナンバーカード一枚で、保険の手続きが受けられるといったようなそういった利点のほうはございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

先ほど資格確認書という言葉聞いたんですけども我々被保険者証はね、これまでずっと使ってるんですけども、これってどういふものなのか。お聞きします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

資格確認書の様式につきましては、国のほうから一定こういった様式でというようなのが幾つか示されております。その中のどれかを選ぶというような形になっております。なので、今までのような大きさ名刺サイズの大きさのものであったり、A4サイズのものであったりその対応のほうは各保険者のほうに任されております。大阪府のほうで保険料のほうの統一化を今年から行われておりますので、大阪府の中で、そういった様式のほうも統一していきたいと思っております。

その資格確認書の中に書かれる内容としては、保険証のほうに記載されております、名前であったりだとか、あとは生年月日であったりだとか、そういった情報というのが載るといったような形になっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○永谷委員（永谷幸弘君）

その資格確認書の有効期限というのはあるんですか。何年ぐらいを有効期限とするとか、そういうことがあるのかどうかお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

資格確認書の有効期限につきましては、5年以内と、国民健康保険に関しては今後5年以内ということで定められております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

今回マイナカードに変わるということで、被保険者証の罰則については今回削るといふ内容をお聞きしました。経過措置としては、ここに書いてますけど、なお従前の例によるというのを書いてますので、この従前の例による罰則の適用というのはどういうものがあるのか、この点についてお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

この罰則というのは罰金10万円というような罰則規定のほうがございます。この罰則につきましては、この被保険者証の返還を求めるところがあるんですけども、その返還に応じないものというところなんですけど、例えばその保険証っていうところを、悪質な滞納というのが続いているとしたりだとか、あとは保険証を使って何かそれを悪用したとか、そういった事例に応じて被保険者証の返還を求めるといふことがあります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

マイナンバーカードでやってても、マイナカードに有効期限があって、ちょっとそれと間に合わへん言うたときはどういうふうにしたらいいのか。国からどういうふうに指示があったのかお聞きしたいと思うんですけど。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課長、千歳です。

保険証の有効期限といったようなところなんですけれども、それが例えばマイナンバーカードの有効期限が切れたので保険証の役割も一斉に失われてしまった。そういう場合は窓口に来ていただくか、お電話いただいて、それが郵送になるのかということなんです。資格確認書をお出しするというような形になります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

すいません。私からちょっと一点、これ資格確認書は発行されるわけなんですけれども、これに対する罰則規定ってというのはどこにあるんですかね。これももちろん何かあれば返還しないと駄目だと思うんですが。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

現在はこの被保険者証に関する罰則を削ってそれが資格確認書に変わるということなんです。資格確認書を悪用した場合であったとか、そういった場合の返還に関しては、まだ省令のほう出ておりませんので、今のところは何も罰則規定はないということになっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

罰則規定ということで、今回これね、改正になってるんですけども、この10万円以下の過料という滞納については、現在どれぐらいの滞納金があるのか。それがわかればちょっと教えてください。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

そうですね、今、私手元にその資料のほう持ち合わせておりませんので、決算特別委員会のほうでお話させていただくことになるかと思えます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

滞納によって、このマイナンバーカードをこれから進めていくという話ですけども、この点でいろいろと支障が出てくる人もおられると思うんですけどね。この点、私はすごく懸念しております。それと※印が書いてありますね、規定内容の下に。これはもうマイナンバーカードを一体化するということがもう明確に示されているということだとらえてよろしいんですか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それが今、国の方針となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今、このマイナンバーカードを利用することを推進している自治体にいろいろ問題が起きてるんですけど、コンビニでマイナンバーカードを使って、いろいろと証明書とか使うようにしてるけども、割引をしているということが言われてて、豊能町としてはそういうことは行っていなかったですかね、ちょっと確認です。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

うちもコンビニ交付については、住民票の発行であるとか、印鑑登録証明書の発行ですね、こちらのほうを対応でやってるんですけども、窓口に来たときの手数料と同じ額で同額で何ていうんですかね、コンビニの交付のときの手数料も同じというふうな設定しておりますが自治体によってはコンビニ交付の方が値段を安く、それは多分、窓口でこれられる数、お客さんをコンビニ交付の方で分散させるっていうのが目的でされてるところもあるので、ちょっと全体的によその自治体の状況も見ながら今後検討していかなあかんのかなというふうには思っています。

ただ、コンビニ交付を使うことで一定の事務経費っていうのはまたかかってくるので、それと人件費を比べてどうなのかっていうところになるかなと思うんで、これから先、窓口で人が足りないとかなくなってきたときにはそういうふうな方向を考えなあかんのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今、最終的にはそうなるかもという話ですけど、住民はいろいろこうね、納付するとか

支払いするのは、どちらを選んでも自由なことであって、割引するというような公平性を欠くようなことはしないようにして欲しいなというふうに思います。今回はこういう罰金の関わる規定ですね、これを削るものっていうことだけでとらえていいのか、それが、この一番下に書いてあるマイナンバーカードはこれからのお話です。という方向でとらえたらいいのか、その辺が迷うところがございますけれども改めて明確にこれ紙からマイナンバーカードにするということが改めて出てくるのかどうか、その点をちょっと伺いますでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

紙の保険証をなくして、マイナンバーカードの保険証に変えていくというのは国の方針でございます。それに伴って国民健康保険法が改正されましたので、そういった意味では紙の被保険者証というのが復活するということは、ないのではないかなと思っております。ただ、いろんなご事情があってマイナンバーカードというのを取得されない方もいらっしゃると思いますので、そういう方に対して資格確認書というのに変えて、交付させていただくというような形で考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

民主主義っていうものはコストがかかるんだなど。多数決で決まったとしても、嫌ならずっと嫌をいえるというようなところがすごい歯がゆいところではありますけど。ちなみにマイナンバーカードに保険証が変わることで職員の仕事量の負担とかどれくらい減るの

か。それで、資格確認書をつくることでどれくらいその費用というものは、どれくらいかかるのかというものは試算されたりしてますか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

紙の被保険者証がなくなるということですので、マイナンバーカードに一体化されてる方に関しては被保険者証にかわる資格確認書もいらなくなるんですけども、これから、かわると12月2日以降使えないというような形、再発行、新たな発行ができないということになることに関していろいろなお知らせであったり、そういったところっていうところに職員の負担がかかってくるのかなというふうに思います。

資格確認書というところを送らせていただくというところとマイナンバーカードをお持ちの方に関して、例えば医療機関に行った際にですね、なかなかそのマイナンバーカードが読み込めないといったようなことも聞いております。そういった場合を想定しまして、資格確認書ではなくて、ちょっと待ってください。お待ちください、資格情報に関するお知らせですね、こういったものをマイナンバーカードと一体化されている方には送らせていただいて、それは被保険者証というか、保険としては使えないんですけども、マイナンバーカードが読み取れなかった場合にこういう情報の保険証を私は持っていますと、保険資格を持っていますというようなことをお知らせするという、そういう形にもなっておりますので、なかなかそれを比べてみると、負担が下がるのかとか、そういったところでは、まだまだ見えないところかと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

行政の場合はね。銀行のとか、民間企業は、例えば、今まで紙ベースで領収書を請求書を送ってきて、これから紙を使う場合は100円とりますよみたいなことがいえるんですけど、自治体の場合は、幾らそれを進めたとしても、ずっとそれがゼロになるまでは紙でもずっと出し続けたいといけないんで、特に過渡期なんかは非常にコストがダブルでかかってくるような形かと思うんですけど、最近国のほうの普及率、昔ならねポイントをあげるからということで普及率上げようという試みがありましたけど最近ほぼCMもしないし、今でも80%ぐらいだと、多分、他市町村行くとともに低いかなと思うんですけど、それをやっぱり増やしていく、いずれは100%にしていけないといけないのかなと思うんですけど、そういう取り組みってというのは何か聞かれましたか。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

うちで言うと今の交付率で言うたら大阪府の中では、5番目になるんですけども、割と比較的高いところではあるんですが、もちろんなんていうんすかね、窓口来られた方とかに本人確認でマイナンバーカードとか免許証とかを見せてもらったりするんですけどマイナンバーカードを持ってらっしゃらなかったら、ちょっとそういうお話もさせていただいたりとかいうのはさせていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

あまり国のほうも 100%目指す動きがあんまり最近見えてこないんで、僕はもう実際使って、いろいろと例えば車の名義変更のときに印鑑証明がなくて困ったけども、近くのコンビニで取れたりとか、今も保険証を使ってすごい便利だなと思ってる。

やはりそういう便利な事例っていうものをもっと発信してやはり 100 を目指すように、常に心がけていかないと、やっぱ 100 にならないと、本当にコストダウンにならないはずなんですよ。常に両方必要だといった両方の対応をとっていかないといけないんで、ぜひともそういったところを豊能町だけではなく大阪府・国、巻き込んでもっと発信してもらような動きをとっていただきたいと思えます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

先ほどマイナの交付率をお聞きしまして全体で 81.24%で国民健康保険を一体化しても 64.58%なんですけど、これを町として、実際にマイナカード持ってない方残り 18.76%ですよね。一体化されてない方は 35.42%です。町はこれを町民さんに対してどのように広報してですね、目指すは、先ほど永並委員からもありましたが 100%なんですよね。どのように広報していくのか、その点について、お願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

委員のおっしゃるようにこれからそういった方についてアプローチ、こちらの方からしないといけないと思うんで広報であるとかもそうですが、今、割と比較的やっぱし皆さん

マイナンバーカード持って何がメリットあのか言うたら、一つはコンビニ交付ができるということなんですけど、他はやっぱ一番大きいのはやっぱ保険証ですね保険証のほうと言ったら、紙の分がなくなるということで結構割と最近申請の方が増え、窓口も増えてきているのかなというところではありますんで、徐々にその何ていうんすかね、やっぱ必要性っていうのが、皆さんもちょっと感じてはいるのかなと思うんで。どういったらいいですかね、そういった方に、ちょっとこちらからアプローチできる方法とか、そういったのも今後考えていきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

最初はやっぱり持ってない方に対してね、これやっぱり持っていただくということでやっていくんですが、例えばその個人に郵送なりするなり、いろんな方法ありますけれども、まずは一番最初それですよ。それから、国民健康保険の便利さがありますので、それについてどうやっていくかということなんですけど、るる検討していただいてよろしく願いしますということしかないですけども、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これまで国は発行は任意ということね、言われてきてて、強制されるものではないということで、私もいろいろ書類見たり聞いてきてるんですけども。それは、任意はもうなくなったということになるのかその辺は、どうなんですか。個人の任意によって発行するかどうか決めるというふうな話だったと思うんですけど、どうなってますか。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

私どもの見解としましては、マイナンバーカード制度始まったときにはこれは任意でということを受けてますんで、任意ということの認識でやってたんですが、そういったところの保険証の辺とかで、紙をなくすとかいうところで結局支障が生じてくるということで、任意とは言うときながら、ほぼほぼ、なんていうんすかね強制に近いような方に国のほうが、徐々に持って来させようとしてるのかなというふうに思うので、一応見解としては任意ということだと思っております。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第40号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは、第40号議案、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の紙の被保険者証が交付されなくなる等に伴う、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関して、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により提案するものです。

それでは第40号議案並びに新旧対照表を御覧ください。変更の主な内容としましては、別表第1関係として、「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。後期高齢者医療制度の事務につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合が処理する事務の他、規約別表第1に定める事務については関係市町村で行うこととされております。

先ほど申しましたように、この内被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し、返還の受付について現行の被保険者証等が交付されなくなることにより、文言を変更するものです。

次に、別表第2関係としまして、備考欄にあります「及び外国人登録原票」を削るということです。広域連合の経費に充てることとされております、関係市町村の負担金の額につきましては、広域連合の予算において定めるものとされております。

別表第2定める負担金の区分のうち、共通経費にかかる、高齢者人口割、人口割の算出基準において外国人登録原票を削るものです。

附則といたしましてこの規約の施行は令

和6年12月2日といたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定くださいますよう、
よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

新旧対照表の別表第2ですね、第17条関係の備考にあります、先ほど説明ございましたけれども、外国人登録原票を削るという説明があったんですが、これの背景について、もしわかればお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

もともと外国人登録制度というのがですね、平成24年に、すでに新たな在留管理制度が導入されたことに伴いまして廃止のほうされております。本来であれば、そのタイミングで、この外国人登録原票の削除のほうを行うんだったんですけども、当時広域連合内においてもこの改正について、削るという改正についての議論があったんですけども、大阪府後期高齢者医療広域連合の運営自体にですね、支障がないとその当時は判断されましたので、そのままになっておりました。

今回、紙の被保険者証がなくなることにより、大きな改正がございますので、そのタイミングで今回削らせていただいたというようなところでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

この名称が削除されるということで確認いたしました。先ほど外国人登録原票から在留

何とかかんとかという名前に変わっていると聞いたんですけども、それ自体はこのマイナカードの中に一体化されるという認識でいいんでしょうか、ちょっとその辺りはよくわからないので、質問させていただきます。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

外国人の方もマイナンバーカード申請されていれば、マイナンバーカードを所持することができますので、そこでどういったらいいですかね、在留期間の範囲内でマイナンバーカードの有効期限を設けて発行しているんです。その方がマイナ保険証ですかね、マイナカードですかね、そっちのほうの情報というのは、その何ていうんですかね。どこまでかっている話だと思うんですけども、今おっしゃられるのは、なんかもっと細かいあれですかね、国籍とかそういった話になるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員

○委員（永谷幸弘君）

外国人登録原票というのはもともとあって、これはなくすということですよ。それに代わる、その名称は今在留なんかかんとかという名称でしたっけ。変わってますけどもそれ自体がその前のカードの中に一体化されるのかなという、その素朴な質問なんです。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

平成24年にもともとそれまでは日本人と外国人は別で日本人は住民基本台帳の制度の中でありまして外国人は外国人登録の制度があって、住民基本台帳の制度が改正されて、そ

の外国人も住民基本台帳制度の範疇に入ったということになるので住民票のほうも外国人も一緒に出てくるということになりますので、もう日本人と全く同じ扱いになって、その中で、普通にマイナンバーカードを申請された方には、同じようにマイナンバーカードが発行されて、日本人と同じように使えるという形になります。在留カードとかいうのは、入国するとき、入国管理局のほうで発行される身分証明書みたいなもので、またそれをマイナンバーカードとはまた別になります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

関連で聞かせていただきたいんですけども、豊能町においてそういう方がおられるのか、把握されているのかそこら辺をお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

豊能町のほうにも外国人の方、いらっしゃいますので外国人登録事務というのを、実際にやっておりますので、もともとどういったらいいですかね、特別永住者って日本もともとずっと日本にいてる方もいらっしゃいます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

こちら例えば寝たきりの高齢者の方とか外出できない方っていうのは代理、とかいうのが認められてるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

交付の際に、やはりなかなか寝たきりの方とかであればやはり交付に来るのが窓口に来るのが困難ということになると思うので、国のほうが一定基準を設けて代理の交付が可能な条件に該当すれば、その代理の人が受領することができるということにはなりません。

ただ、交付時に暗証番号を設定したりとか、そういったものがあるので本来は本人と一緒にきてもらってほしいというのが、セキュリティの関係ではいいんですがそういった場合は、番号を代理の方にわからないように伏せて、そういったもので対応します。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

豊能町におきましてはこの高齢者医療の広域連合のことなんですけれども、資格確認書ですね、受け取られる方の人数的なことは把握されているのかどうかお聞きします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長

○保険課（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

数字というものは、今この場で数字は出ないんですけども、直近でこちらが把握しております情報になりますと、後期高齢者医療自体の被保険者証をお持ちの方が、5,267人いらっしゃいます。その中でマイナンバーカードに登録されてる方が67.21%ということになりますので、概算で3,530人程度かなというふうに思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決すると認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員であります。

よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第41号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長

保険課、千歳です。

それでは、第41号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,079万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,161万6,000円とするものです。

それでは今回の補正内容につきまして、歳出より説明させていただきます。11ページを御覧ください。

款4.地域支援事業費、項3.包括的支援事業費・任意事業費、目8.認知症総合支援事業費、減額152万円は、当初、地域支援事業費において実施する予定であった認

知症伴走型支援事業について国の補助を受けて一般会計において実施するため、地域支援事業費の予算を減額し、一般会計に組み替えするものです。

款6.基金積立金、項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金の592万6,000円は、令和5年度の介護保険事業における給付実績に基づく精算による追加交付金相当額を積み立てるものです。

続いて12ページを御覧ください。

款8.諸支出金、項1.償還金及び還付金、目2.国府等支出金償還金の5,638万6,000円は、令和5年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国、府等へ償還を行うものです。

歳出の説明は以上です。

次に歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款1.保険料、項1.介護保険料、目1.第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料30万4,000円、現年度分普通徴収保険料3万4,000円、款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.包括的支援事業等費交付金の現年度分58万5,000円。

続いて9ページを御覧ください。

款5.府支出金、項2.府補助金、目2.包括的支援事業等費交付金の現年度分29万3,000円。また10ページを御覧ください。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.包括的支援事業等費繰入金の現年度分29万3,000円、目5.低所得者保険料軽減繰入金1万1,000円、以上合計152万円の減額につきましては、先ほど歳出で説明しました、認知症伴走型支援事業に係る予算の組み替えによる減額です。

9ページにお戻りください。

款4.支払基金交付金、項1.支払基金交

付金、目1. 介護給付費交付金の過年度分、382万9,000円、目2. 地域支援事業支援交付金の過年度分209万7,000円は、先ほど歳出で申しあげました令和5年度介護保険事業における給付実績に基づく精算による追加交付金となります。

10 ページを御覧ください。

款8. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の5,638万6,000円は先ほど歳出で説明申しあげました、国、府等への償還金の財源となるものです。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。
寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

11 ページの介護給付費準備基金積立金、592万積み立てるってということなんですけども、現在どれぐらいの基金があるのか伺います。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

まず、決算書のほうにも載っておるかと思いますが令和6年3月31日時点の基金現在高ですが、8億3,929万8,753円になります。

今、現在なんですけれども、直近になりますと、9億3,469万2,246円ということになっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

豊能町は元気な高齢者が多いということで、介護保険を使ってないという方がいらっしゃる

ということがよくわかります。これも大阪府下でもトップクラスだと思うんですけども、この基金、すごく9億ですね今おっしゃったのは9億3,000万以上ありますけれども、この基金を有効に活用できるというような、お考えあるのかどうか、ちょっとここで聞いていいことかどうかわかりませんがお願いします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

この準備基金ということですので、介護保険事業のほうに取り崩して役立てていくということがまず第一になります。ただ、近々に利用しないですね、金額につきましてはこのぐらいの金額だったら、この年度でこのぐらいの金額が要るだろうとかそういった推計のほうは、第9期介護保険計画のほうで立てておりますので、当面必要のない金額につきましては出納室のほうにそれをお伝えしまして、出納室のほうで適切に運用いただいているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

他市ではいろいろそういうことで、基金がある場合は高齢者のための、ここはハニタスがこれからまた走らせるという話になってますけど、そういう地域公共交通に利用するとかねそういう、箕面なんか「ゆずるバス」なんかの利用にも使われておるようなんですけれども、そういうふうなね、高齢者が安心・安全に暮らせるようなところでの利用ができればいいなと思いますけど、またぜひ考えていただきたいと思います。これは要望ですが、ありましたらお願いします。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

今回、全員協議会のとくに少し説明させていただきました。豊能町見守りサポート事業、こちらのほうは大きな額ではないんですけども、介護保険の被保険者の方の保険料を活用してさせていただくという事業を考えております。今年度に関しましては、50万円程度というところですけども、多くの高齢者の方に使っていただけるようなサービスということで今回、新たに始める事業ですので、こういった活用の仕方を今後も検討していきたいと思っております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

介護保険の利用度が、豊能町若干少ないって言われてるんですけど、これを増やすような働きかけっていうのはどういうふうにされてるんですかね。先日お会いした方で、私の家族もそうなんですが入院とか病院にかかる、介護保険を勧められたりとか、病院の方からも勧められたりして知ることができるんですよ。どういうことができますよっていうことを退院した後にね。でも、そういうことを、特にされてない方の高齢の方が、いや介護保険なんて受けていいのみたいな、もう本当にちょっと確実にもうしんどいんですよ歩くのも、でもそういう対象そういうのを受けていいかどうかあんまりよくわかっておられなかったんですよ。ですからそういった方に対してどういうふうに知ってもらって介護保険の認定を受けてこういうサービスがありますよ。別に病気をしなくてもちょっと弱ってきたら、健康のために、デイサービスとかも使えるんですよっていうところを、全く知られなかったんですよ。そういった方も

結構おられるかと思うんで、そういった方の利用度を増やすっていう方法というのは何か考えておられますか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

介護保険料のほうの毎年、賦課の額が決定するんですけども、その通知のお知らせの際にですね、介護保険のしおりとか、そういったものを入れまして、こういうサービスが使える、こういう手順です。言ったようなことは周知させていただくようにしております。またホームページの方でも保険のところ載せておったりします。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

気になるのが、高齢化率が一番高く、50%近いという中で、介護保険のところの利用度が少ないっていうところが、いやもしかしたらこれから一気に増える可能性もあるのかなという懸念があるんで、それだったらもうちょっと手前の要支援、要介護1ぐらいのところから、予防的に使ってもらうことでそういうふうな医療費なりを抑制するところにつなげていく必要があるのかなと。そのためには、今利用していないけども、潜在的にもう介護保険、使えるようなちょっと弱ってる方に、何かこれまでのやり方で今の水準なわけですから、それプラス何か考えて行かないといけないんじゃないかなと思うんですがそこら辺はいかがですか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

私のほうは包括支援センターの窓口の状況を含めてちょっとお話しさせてご説明させていただけたらと思うんですけれども。

今、現在、要支援認定の方が圧倒的に多いという状況がございます。多くの方がですね、念のために、多くの方ということではないんですけれども比較的、今すぐ何かサービスがっていう方も、もちろんいらっしゃるんですけどもそれより、そういう方とは別に、また念のために将来のために受けておきたいとか、病院とかで退院のときに案内されたので何を使っていかかわからないけれども、申請に来ましたという方が非常に多いように感じております。包括支援センターのほうは、そういった方のお話をしっかりお伺いして、その方がどういうサービスを使っていたかと、今後、比較的介護度が上がらないように、一緒に頑張っていけるかというようなことを念頭に、ご案内はさせていただくんです。

今後はそういうさらに実際に使うときのことを具体的に想定してっていうことを、ご案内の中でしっかり対応していきたいなというふうに思っております。

先ほど千歳課長のほうが申し上げました、パンフレットを被保険者証と同封したり、保険料のご案内のときにお知らせを入れたりということをしてるんですけども、やはりそれも一定の効果がありまして、そういったものを窓口にお持ちになってこのサービスはどういうことだということで、いろいろお問い合わせもいただいておりますので、そういったところにきめ細やかに対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

よく要支援の方は「お出かけくん」を使いたいから介護認定を受けるんだということをおっしゃられたりもするんです。僕それでいいと思ってるんですよ。いろんなサービスを受けることができるというのを知ってもらって、気になるのは、課長言われたように病院とかだといろいろ案内されるんですけどそこにあんまり通われていない。潜在的に弱っていったらいい方とかがあまり知らないっていう現実もあるんで、従来と同じような水準、同じようなのではなくこれからさらに。豊能町の高齢化率の背景を考えて、さらにそういったPRというものを、工夫を凝らした新しいPRっていうものを常にしていかなければいけないのかなと思うんでそこら辺は今後よろしくお願ひします。

○委員長（池田忠史君）

その件ですけどもちょっと私からも。登録されてない方の登録もですけど、登録はされてるそれこそ先ほどおっしゃったように登録されてはいるけど、とったわとったでそのまま何もしていない方に対しての案内っていうのは何かされてるんですか。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

定期的に更新作業というのが、認定もありますのでその際にお知らせのほうをしております。以上です。

○委員長（池田忠史君）

更新って2年とかですよ。なので2年おきにしか案内してなければその間何も案内はないっていうことになると思うんですけど。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

包括支援センターのほうでは、主に要支援認定の方のプランなども業務の一環としてやっております。サービスご利用のない方も実際たくさんいらっしゃるんですけども、ま

ず申請時に相談などをお伺いしているというケースが多くございます。また、実際ご利用されてない場合でも例えばご近所の方からちょっと心配だというようなお声があったらすぐ訪問に伺いまして、状況をお聞きしたりとか、そういった形で実際サービスを使われてないちょっと大変ちょっとしんどい思いをされてた方っていうのも中にはいらっしゃいます。

そういった方につきましても、その情報を素早くキャッチして対応するというふうに進めて参りたいと思っております。

○委員長（池田忠史君）

先ほど永並委員がおっしゃったとおり、そういうのはちょっと今後も案内していただけるようお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時40分です。

（10時30分 休憩）

（10時40分 再開）

○委員長（池田忠史君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして第43号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件（関係部分）のみを議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

それでは第43号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第3回）の件につきまして、関係部分に関わる提案理由の説明を申し上げます。

それではSide Books内豊能町議会本会議、令和6年9月定例会議のフォルダ内、第43号議案、一般会計補正予算書を御覧ください。補正予算書の6ページを御覧ください。

第2表、継続費補正（追加）でございます。

款10.教育費、項1.教育総務費の小中一貫校施設整備事業でございますが、8月30日開催の全員協議会で御説明いたしました、令和8年4月に、東能勢中学校校舎で開校を予定しております、義務教育学校を今後、東能勢小学校校舎へ移転することを踏まえました工事費に基づきまして東能勢中学校の施設整備に係る費用といたしまして、令和6年度に実施を予定しております実施設計業務に、1,048万3,000円。令和7年度に実施を予定しております、工事監督業務に86万7,000円。合計1,135万円を継続費として追加設定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。17ページをお開きください。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、7.障害者自立支援事業、246

万 2,000 円及び次の11. 障害児福祉事務事業、63万 2,000 千円でございますが、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

引き続き、補正予算書17ページを御覧ください。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 2. 老人福祉費でございますが、補正額の財源内訳における特定財源、国府支出金に記載されております 1,467 万 7,000 円のうち 1,391 万 7,000 円につきましては、介護保険特別会計事業勘定繰出金事業の低所得者保険料軽減国庫負担金及び府負担金が交付されることに伴い、財源振り替えを行うものでございます。

老人福祉費、3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業、30万 4,000 円の減額は、介護保険特別会計事業勘定における事業費の減額に伴い、繰出金を減額するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

続きまして老人福祉費、5. 在宅高齢者支援事業 152 万円は、第41号議案介護保険特別会計事業勘定補正予算のほうで申し上げました、認知症伴走型相談支援拠点整備事業につきまして、国の補助を受けて一般会計において実施するため、組み替えを行うものでございます。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

補正予算書 18 ページを御覧ください。

目 2. 児童福祉施設費、3. 吉川保育所運営事業のうち業務委託料 1,879 万 3,000 円は、保育士派遣事業に係る保育士の派遣費用でございます。当初予算におきまして、フルタイム 3 名、パートタイム 3 名、合計 6 名の保育士派遣を見込んでおりましたが、会計年度任用職員を募集しても応募がないという状況のもとで、保育士派遣による不足する人員を補充するため、フルタイム 5 名、パートタイム 1 名、合計 6 名の保育士の配置に係る業務委託料を増額するものです。

続きまして、工事請負費 122 万 9,000 円は、吉川保育所、食器洗浄機入替事業に係る工事費用でございます。現在、吉川保育所で使用している食器洗浄機が導入後、24年を経過したことから、本年 4 月以降、老朽化による故障が相次ぎ給食調理業務に支障が出ているため、業務用食器洗浄機の入替工事を行うものです。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

次に目 3. 児童措置費 2. 児童手当支給事業 3,581 万 1,000 円でございますが児童手当法の改正により児童手当が令和 6 年 10 月分以降拡充されます。改正内容につきましては次の 5 つでございます。一つ目ですが、所得制限の撤廃。二つ目です。支給対象児童の年齢を中学生卒業までから高校生年代までに延長。三つ目です。第 3 子以降の手当額を月 3 万円に増額。四つ目です。第 3 子以降の算定に含める。対象年齢を 18 歳から 22 歳まで延長し引き上げます。五つ目です。支給回数を年 3 回から年 6 回に変更いたします。以上が改正内容でございます。この改正に伴う扶助費及び事務費を増額するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

次の款4.衛生費、項1.保健衛生費、2.予防費、扶助費の3.予防接種推進事業の80万円ですが、内訳のほうは19ページのほうにございます。新型コロナウイルスワクチン健康被害救済に係る扶助費が60万円。感染症予防事業の事業費確定に伴う国への償還金が20万円でございます。

同じく、予防費の4.新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,233万円は、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

次の目3.母子衛生費の3.子育て世代包括支援センター（母子保健型）運営事業84万3,000円は、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

そうしましたら補正予算書の20ページを御覧ください。款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費の2.学校園管理事業の17.機械器具費でございますが、電波法の改正によりまして、現在各小学校で使用しておりますアナログ式無線機の使用が令和6年11月末で使用できなくなることから、新たにデジタル式無線機を購入するため、その購入費用といたしまして、147万9千円を補正するものでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事

務局費の中に、保幼小中一貫教育推進事業、18.補助金、豊能町立小中学校記念事業補助金でございますが、これは令和7年度に迎える東能勢小学校創立150周年及び東能勢中学校創立78周年の記念事業に対して、ふるさと寄附で納入された寄附金を財源として、補助金として補正するものでございます。

なお、記念事業につきましては、記念誌の作成、横断幕の作成やプロモーションビデオの作成、それから令和7年の秋ごろに記念イベントを予定されていると伺っております。予算については、豊能町立小中学校記念事業補助金が36万5千円を補正するものでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

引き続きまして同じ事務局費の13.小中一貫校施設整備事業、12.業務委託料でございますが、先ほど継続費補正（追加）のところでご説明させていただきました。東地区小中一貫校、東能勢中学校の施設整備事業にかかります令和6年度に実施する実施設計業務に係る費用といたしまして、1,048万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、補正予算書の21ページをお開きください。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、2.小学校管理事業の18.東能勢小学校支障木伐採事業負担金でございますが、東能勢小学校北館に隣接しております北側民有地との境界付近にございます支障木につきまして、北側校舎に覆いかぶさる可能性が高い小木、竹を含むを隣接所有者と協力して伐採し町の敷地内に係る伐採費用を負担するため、今回負担金といたしまして、183万円を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

同じく 21 ページでございます。

教育費、保健体育費、スポーツ振興費の 3. シートス管理事業、工事請負費の 464 万 5 千円でございますが、スポーツセンターシートスの 25 メートルプールと幼児用プールの熱交換器制御装置と、漏水をしている三方弁を更新するものです。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

歳出の説明は以上でございます、次に歳入についてご説明申し上げます。

13 ページにお戻りください。

款 15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 3. 児童措置費国庫負担金の 1. 児童手当国庫補助金、3,516 万円でございますが、歳出のところでご説明申し上げました、制度改正に伴う児童手当支給対象拡大分の扶助費に係る国庫負担金でございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

引き続き 13 ページを御覧ください。

款 15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 4. 老人福祉費国庫負担金の 1. 低所得者保険料軽減国庫負担金 927 万 8 千円でございますが、歳出のところでご説明申し上げました、介護保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る財源振替分の国庫負担金です。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

同じく項 1. 国庫負担金の衛生費、国庫負担金、1. 新型コロナウイルスワクチン健康被害給付費国庫負担金 60 万円は歳出で申し上げました、新型コロナウイルスワクチン健康被害救済に係る扶助費に係る国庫負担金でございます。

続きまして、款 15. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 2. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉総務費国庫補助金の 4. 認知症総合戦略推進事業国庫補助金 76 万円は、歳出で申し上げました、認知症伴走型相談支援拠点整備事業の費用に係る国庫補助金を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

次に節 4. 児童措置費国庫補助金の 1. 子ども・子育て支援事業費補助金 79 万 3,000 円でございますが、歳出のところでご説明申し上げました、制度改正に伴う児童手当支給対象拡大に係る事務費及び人件費に対する補助金を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

続きまして、目 3. 衛生費国庫補助金、減 16 万 5 千円ですが、こども食堂支援補助金に対する補助制度の改正に伴い、3. 地域子供の未来応援交付金を減額し、4. 母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金を増額するものです。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

引き続き 14 ページを御覧ください。

款16. 府支出金、項 1. 府負担金、目 2. 民生費府負担金、節 5. 老人福祉費府負担金の 1. 低所得者保険料軽減府負担金 463 万 9,000 円でございますが、こちら最初のところでご説明申し上げた、介護保険特別会計事業勘定繰出金事業に係る財源振替分の負担金でございます。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

歳出の18ページ児童福祉施設費の吉川保育所運営事業 2,002 万 2,000 円ですね、これは先ほど説明ございまして、業務委託料につきましては保育士不足で、フルタイムの方 5 名、パート 1 名計 6 名と聞いたんですけど、これで 1,879 万 3,000 円聞きました。これ、契約期間は 1 年ということでよろしいんでしょうかまづお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

令和 7 年の 3 月末までの一年間でございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

それと工事請負費が 122 万 9 千円で食器洗浄機の故障ということで 20 数年間使われてます。故障でもう使えないということだったんですけども、これも食器洗浄機とあとですね、給水排水管があるんですけどこれは再使用できるのかどうかそれも含めての金額なのか、

この点についてお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

子ども育成課、高田です。

食器洗浄機の入れ替えに関しましては給水、排水管ですね、これはそのまま既存のものを使う予定をしております。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

続きまして歳出 20 ページですね、事務局費の学校園管理事業、機械器具費 147 万 9,000 円ございまして、これは先ほど聞きましてですね、アナログ方式の無線機をデジタル式に変えると聞きました。これ何校、分なんですか。147 万 9,000 円なんですけど、学校は何校、分としての計上なのか、その辺についてお願いします。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。今回予算計上させていただいております。デジタル式無線機の台数でございますが、令和 8 年 4 月に開校予定をしております。義務教育学校の教職員数に合わせて今回台数を設定させていただいております。87 台を予定しております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

21 ページ、シートス管理事業のことなんですけども、機械変えるということで利用者の方にご不便とかそういうことは関わってくるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

一応工事を行うのに、実際8日間ぐらいは、シートスのプールを止めないといけないということになりまして、ですので約1週間から10日ぐらいは、一旦プールを止める形で工事を行うようになります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

関連なんですけど、それを止めるということは1ヶ月で月謝を支払ってる方たちに対しての対応はどうされるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

今後の対応につきましては、指定管理者であるシートスと今後協議することになるんですが、一応日割りでどう金額を日割りで戻すとかいうのもちょっと検討をさせていただきたいんですが、その辺りが可能かどうか今後シートスのほうと協議して参りたいと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

すいません、関連なんですけど、これ、どのタイミングでするのがわからないんですけど、その住民さんに対する周知っていうのは、どういう形の予定をしておられるんですか。

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

まずはホームページ等で周知をさせていただくと、あとご使用になられてる方につき

ましては、概ね定期利用とかされてる方とかスクールとかがございますので、その方には事前に工事日がわかり次第、今使っておられる方については来られたときに連絡をさせていただくような形で、あとシートスのところに周知の掲示を行いたいと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

シートスの関連ですけれども、464万5千円、結構高いね、改修費用になっておりますがシートスは今、利益を伴っている営業運営をしているのかと思うんですけれども利益分の2分の1かな、この改修費用に使うようなことは、それはあるんですか。できることになっていきますか。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

工事等の内容につきましては、指定管理者との協議事項に当たりまして、施設の改修につきましては費用が大きくなる分につきましては町が負担するというような形になっておりますので、シートスの売り上げがということではなく、シートスの指定管理者から負担をいただくことはなく町の負担で支出するものと考えております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

それじゃこれには全く入ってないいうことでいいわけですね。はい。わかりました。

あともう一つあるんですけど、よろしいでしょうか。20ページ今ご説明いただきました、10.教育費のところですか。説明の13.小中一貫校整備事業ですね、これ東能勢小学校の

ことですが当初予算は1億2,316万3,000円ですかね、少なくなっているという話なんですけれども、東能勢小の校舎改修費は別途ということをおっしゃっておりますが、この点については予算額っていうのは全く今はわからないということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

今回補正させていただいておりますのは、現在の東能勢中学校校舎を改修させていただくために、継続費を追加設定させていただいております。今委員からご質問がありました、東能勢小学校校舎、今後移転して後の改修に係る費用ということでございますが、この改修費用につきましては、これからですね、詳細な設計等を積んでいきますので、今現在具体的に幾らという額はちょっと出てこないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これから言うことですが工期もいろいろありますが、開校が令和7年おっしゃってたかな。それに間に合うようにできるということでもよろしいのでしょうか。小学校は最短で令和11年というふうに。思い出しました、すいません。それには間に合うように行けるということでもよろしいですか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今、東能勢小学校校舎への移転ということで、最短で何年ぐらいかかるかということでご説明をさせていただいてるかと思うんです

が、令和8年度から基本設計を開始いたしまして、最短で11年度に開校ができる。これが最短でございます、ということでご説明をさせていただいているかと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

21 ページの東能勢小学校の支障木伐採事業なんですけど、これは以前私たちもちょっと議員の皆さんで視察に行きましたけども、ちょっと北館のところがちょっとカビがあるとかいうこともあったやつ、日当たりが、ちょっと悪いということでそのような対策のために伐採をするということでもよろしいでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

東能勢小学校の北館に隣接しております。また竹であるとか或いはちょっと数本ですけど大きい木がございまして当然、校舎に与える影響というのがございますので、その部分につきまして、今回地権者と協議が整ったということで伐採をすると。今委員おっしゃられるようにカビの対策ということで、一定伐採することで通気性は良くなるかとは思いますが、カビの対策云々というところにつきましては、東能勢小の小学校校舎を改修するに当たりまして、対策を講じるというふうに議会のほうでも説明させていただいてるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

特に枯らす方法を詳しくちょっと調べたわけではございませんが、除草剤関係のもので竹を枯らすといったときに、竹の根ってというのは表層でかなり広域に張るものでございますので、根ごと枯らすと、先ほど説明しましたとおり表層崩れというものが生じますので、基本的に竹を枯らすのに除草剤等で根から枯らしてしまうというのは、かなりなんていうか平地であれば、そういうことも想定されますが、今回傾斜地でございますので、ちょっとそういうのは想定しておりません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

シートスのところで先ほど課長がこれから定期の利用料の返還ができるかどうかについてを調べて言われたんですけど、それ決めとかなないと駄目なんじゃないですか。すでに打ち合わせをして、やはり、1日2日の工事じゃなくて10日近く止めるのであれば1ヶ月の3分の1を止める、利用不可にするんですよ。ねってなるとそのやはり利用料の返還ってというのは、まずはする前提で、その方法はもちろん議論してもらえばいいですけど、可能かどうかと言われると、もしかしたら返還しないこともあるのかなっていうふうに聞こえてしまったんですけど、そこら辺は、一応返還はするけどもその手段の方法について、どういう方法があるかを検討していくということよろしいですか。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

現在、指定管理者とまだその料金についての協議をちょっと今現在しておりません。実際のところで、一応システムといいますか、

対応が可能かどうかというところで、相談をしていくことに今後協議することになるんですけど、一応その場合ですね、もし減額してお返しするということになりますと、おそらくシートスとしましては損害が発生するというので、その部分は町に指定管理料としてまた請求されるというようなこともちょっと考えられますのでその辺り今後、今おっしゃっていただいたように事前にもう協議しておくべきであったんですけど、今後、工事が決まり次第、協議をして決定して参りたいと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

その他の方法論はこれから検討してもらえればいいんですけど、利用料としてそれだけ止めるのであれば。絶対、いろいろ出てきますよ。そんだけ止めといてこっだけ取るっていう話で確実にいろんな利用者から出てくるので、そこら辺は方向性として、返還します、いやしませんっていう方向性は出さないと、一応返還はされるんですよ。その方法だとそのあと、例えばシートスに指定管理に損害が出たから町に請求するっていうのは、それは町と指定管理者の話で利用者関係ないですよ。利用者に対してどういう補填をするか、補填はするけども方法がシステム上ね、できるものなのか。実際に手払いであるのかっていうところは、方針としては、町は示す必要があるんじゃないですか。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

今回、実際に休館日等で対応可能かどうかということで実際は考えておりました。ただ、工事

を行うのに水を抜いたりとかいうことが発生するということがわかってきまして、工期が8日程度かかるということが、打ち合わせしていく中で発生しまして、実際今まだシートスの指定管理者と協議をしていない中で、この場で確実にちょっと返しますということは、今のところ、お答えはちょっとできないと考えておりますが、またその辺はシートス指定管理者と協議して参りたいと考えております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

確実に住民からクレーム来るって、そんなんは。それを1日2日の止めるんじゃなくて、10日間近くか8日からぐらいを止めることになったら、1ヶ月の3分の1ですよ。3分の1止めるのに、返さないかもしれないなんてなったら絶対そっちの対応の方が大変になると思いますよ。でもそれはシートスとしては指定管理者としてはそういう対応をとるかもしれないけどそれは町の設備を更新などでその分は町が返しますみたいな、何らかの方針というのはすぐ出せると思いますよ。そこら辺は明確に示してもらわないと、こう打ち合わせをしていく中でそういうことが工期がすごい延びてきた。でも、そうするとその、延びたことによる被害を受ける損害を受ける人たちに対しての補填の方法とか方針なんかは先に決めておく必要があると思いますよ。そこを示して決めた上でこれ出してこない。そうしなかったらそれ決めた上で出しなさいってなりますけど。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

一応今のところ、はっきりお答えすることはできませんが返還をできるような形で、シ

ートスの指定管理者と今後協議していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ちょっと私のほうから一点、先日、質問もありましたけども何ページやったかな、記念事業、20ページですね、豊能町立小中学校記念事業の補助金これ、ふるさと寄附からって、いうことになってますけど、今後他に小学校等閉鎖されるところについても、記念事業はされると思うんですよ。その場合、これ、寄附金の項目の中に上げることはもちろん可能なんですよね。これ小学校150周年の特別やから上げたけど、普通の記念事業は各保護者、PTAでやってください。お金は、もう自分たちだけで、寄附金でやってくださいっていうことなのかその辺だけ確認したいです。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

現在、東能勢小中学校のほうから申し出がありまして行っておりますが、他の学校も、これから協議していく中で申し出がありましたら、また町として検討のほうをしていきたいと思っております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

今の件に関して、それはこれから三小学校が廃校になっていくような形で、そしたら記念事業っていうところあるんです。こういう手法があるっていうことは各学校長、PTAのほうにはお伝えはされてるんですよ、ふるさと基金を使ってこういうことができますよっていうのはそこだけ確認させてください。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課の峯です。

このような方法があるということは学校長とも確認をしておりますので、やり方があるということは周知されております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件はすべて終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶が

ございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対しまして慎重に御審査賜り、御決定を賜りまして誠にありがとうございます。いただきましたご意見等につきましては、執行の段階でしっかりと配慮させていただきました。注意を払って参りたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（池田忠史君）

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前11時23分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長